令和７年自転車指導啓発重点地区・路線
【 三崎警察署 】

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

①　国道１３４号　長浜海岸入口交差点 ～ 引橋交差点～諏訪神社入口

【選定理由】

- レンタルサイクルの利用者が多く、自転車通行帯が設置されていない
- **自転車関連事故が多発傾向**（令和６年34件中５件）

②　県道２６号（横須賀三崎）　引橋交差点～日の出交差点

【選定理由】

- 自転車利用者が多く、三崎港や油壺等の観光場所に繋がる道路であり、自動車交通量が多いものの、自転車通行帯の設置がない。
- **自転車関連事故が多発傾向**（令和６年25件中４件）

③　南下浦町上宮田地区

【選定理由】

- 三浦海岸駅があり、通勤･通学･買物等の自転車利用者が多い
- **自転車関連事故が多発傾向**（令和６年40件中９件）

①～③の地区･路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- ○ 通行区分違反（右側通行）
- ○ 信号無視
- ○ 携帯電話･イヤホン等使用
- ○ 一時不停止等

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　自転車は車道が原則！歩道は例外！

自転車は軽車両です。
歩道･車道の区別があるところは｢車道通行｣が原則です。
車道を通行するときは車道の左側を走行しましょう。

2　携帯電話を使いながらの運転は危険！

周りの危険に気が付かなくなり、事故を起こしてしまう可能性が高くなります。
携帯電話を使いながら運転をすると片手運転になり、転倒する危険があります。絶対にやめましょう！

3　交通ルールを守ろう！

交差点での信号遵守、一時停止、二人乗り、並進（二人で並んで走る）などの行為は危険ですので、絶対にやめましょう！